

資料3 愛媛県住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「愛媛県住宅マスタープラン」の策定に関し、必要な事項を検討するため、愛媛県住宅マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を知事に報告する。

- (1) 住宅政策の基本理念と目標
- (2) 推進すべき住宅政策
- (3) 住宅政策の推進体制・役割分担
- (4) 公的住宅ストックの活用方針
- (5) 県営住宅のあり方
- (6) その他計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住宅の企画・建設団体
- (3) 子育てに関する活動を行う地域活動団体
- (4) 障害者福祉団体
- (5) 女性団体
- (6) 高齢者団体
- (7) 公的住宅の整備主体等その他関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、策定委員会の業務を総理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が必要の都度召集し、議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて策定委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 策定委員会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

- 2 WGは、策定委員会に付議する事案の審議・調整を行うほか、委員長の指示する事項を処理する。
- 3 WGは、別表の職にある者をもって組織する。
- 4 班長は、土木部道路都市局建築住宅課技術課長補佐の職にある者を充てる。
- 5 班長は、WGを代表し、WGの業務を総理する。
- 6 班長に事故があるときは、班員のうち班長が指名した者が職務を代行する。
- 7 WGの会議は、班長が召集し、これを主宰する。
- 8 班長は、必要に応じて個別WGの会議に班員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(解散)

第8条 策定委員会及びWGは、それぞれその任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第9条 策定委員会、WGの庶務は、土木部道路都市局建築住宅課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会長は策定委員会の運営に関し、班長は、WGの運営に関し、それぞれ必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

別表(第7条関係)

役 職	職 名
班 長	土木部 道路都市局 建築住宅課 技術課長補佐
班 員	企画情報部 管理局 企画調整課 課長補佐
班 員	県民環境部 管理局 県民生活課 課長補佐
班 員	県民環境部 管理局 消防防災安全課 課長補佐
班 員	県民環境部 県民協働局 男女参画課 課長補佐
班 員	保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 課長補佐
班 員	保健福祉部 生きがい推進局 障害福祉課 課長補佐
班 員	保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 課長補佐
班 員	経済労働部 産業支援局 経営支援課 課長補佐
班 員	農林水産部 森林局 林業政策課 技術課長補佐
班 員	土木部 道路都市局 都市計画課 技術課長補佐
班 員	警察本部 生活安全部 生活安全企画課 課長補佐